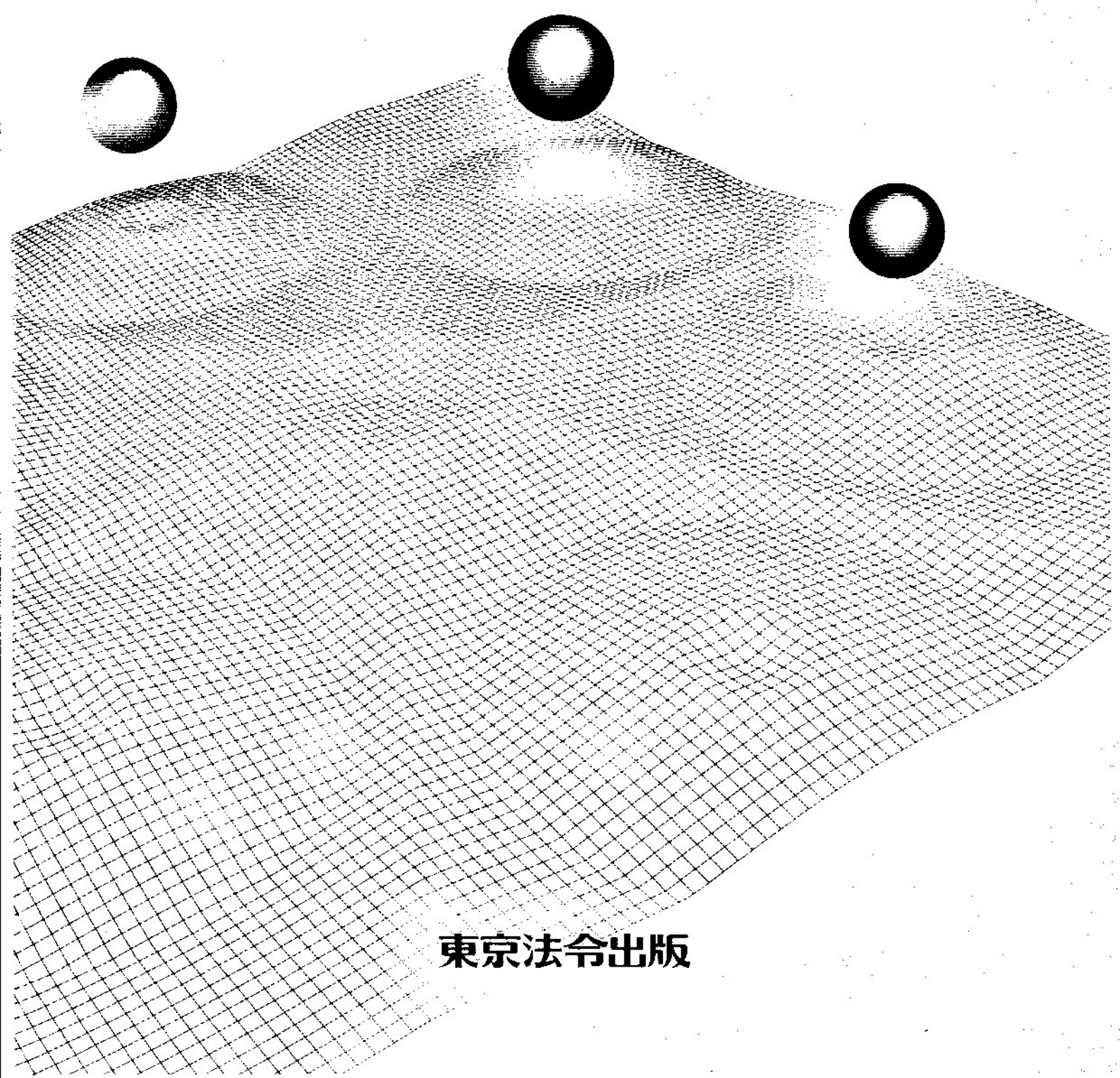


No. LAW-002	危険物の規制に関する政令および規則に定める、一般取扱所の塗装場・印刷などの用途に供する建物の壁区間部分に、アスロックは使用可能ですか。						
弊社見解	使用出来ないと判断しています。						
見解理由	危険物取り扱い建築物の中でも、区間部分に関して特に厳しい制限を設けられている建築物および用途は、以下の通りです。 <table border="1" data-bbox="435 459 1390 745"> <thead> <tr> <th>建築物種別</th><th>用 途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般取扱所</td><td>塗装場・印刷等の用途、洗浄の用途、焼入れ・放電加工の用途、建築物内のボイラー・バーナー等、切削装置等を設置、熱触体油循環装置を設置</td></tr> <tr> <td>屋内貯蔵庫</td><td>階層設置</td></tr> </tbody> </table> これらの用途に供する建築物の壁区画部分の仕様は、次のように規定されています。 壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造にするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート又はこれと同等の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。 耐火構造については、建築基準法第2条第7号の耐火構造、と規定してあるため、建築基準法施行令第107条に従い、例示仕様については国土交通省告示第1399号によります。 アスロックは、令第107条2号に適合するため、間仕切壁非耐力壁1時間耐火構造になります。 「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリートと同等の強度を有する構造」については、同様の記載が告示第1399号にあり、これから推測すると耐力壁である間仕切壁の構造を示していると判断します。従って、遮熱性1時間のみのアスロックは使用できないと判断します。 なお、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル 7.5cm以上（ALC）については、告示第1399号第1-1に耐力壁間仕切壁の2時間耐火構造として例示してあるため、使用可能です。	建築物種別	用 途	一般取扱所	塗装場・印刷等の用途、洗浄の用途、焼入れ・放電加工の用途、建築物内のボイラー・バーナー等、切削装置等を設置、熱触体油循環装置を設置	屋内貯蔵庫	階層設置
建築物種別	用 途						
一般取扱所	塗装場・印刷等の用途、洗浄の用途、焼入れ・放電加工の用途、建築物内のボイラー・バーナー等、切削装置等を設置、熱触体油循環装置を設置						
屋内貯蔵庫	階層設置						
添付資料	・危険物法令の早分かり（神戸市消防局予防部危険物保安課監修） ・建築基準法施行令第107条、国土交通省告示第1399号						
担当部門	株式会社ノザワ 建設技術室 078-333-7700						

7訂版 危険物法令の早わかり

監修 神戸市消防局
予防部危険物保安課



東京法令出版

一般取扱所（塗装場、印刷等） 位置・構造・設備 基準

（政令第19条第2項第1号）（省令第28条の55）

指定数量の倍数		10倍未満	10倍以上30倍未満	政省令等の根拠
☐	施設の用途	塗装、印刷、塗布等（危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるものに限る）		則28の54①
☐	危険物の指定	第2類又は第4類（特殊引火物除く）		"
☐	危険物の数量	30倍未満		"
☐	保安距離			
☐	保有空地			
☐	標識・掲示板	必要		9(1)③ 則17、18
☐	設置場所	建築物内		則28の54①
☐	階数制限	地階禁止		則28の55(2)①
☐	防火区画	耐火構造（70mm以上のRC造等）かつ出入口以外の開口部禁止		" ②
☐	建物構造等	壁	耐火構造	" ②
☐		区画部分	耐火構造（70mm以上のRC造等）かつ出入口以外の開口部禁止	
☐		柱、はり	耐火構造	" ②
☐		屋根(上階の床)	耐火構造	" ②
☐		床	耐火構造（液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、ためます必要）	" ②⑤
☐		区画部分	耐火構造（70mm以上のRC造等）かつ出入口以外の開口部禁止	
☐		出入口	防火設備窓⇒設置禁止 （延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒随時開放可能な自閉式の特定防火設備）	" ③④
☐	★換気設備	必要・防火ダンパー（引火点40℃未満等 蒸気の滞留するおそれあるもの⇒強制換気）		" ⑥⑦⑧
☐	★採光・照明	必要		" ⑥
☐	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規定による★★★（★のあるところ 審査必要）		9(1)⑦
☐	避雷設備		必要（周囲の状況により設置省略可能）	9(1)⑨ 則13の2
☐	★静電気除去装置	第一石油類、第二石油類を貯蔵、取り扱う設備に必要な ①接地方式（接地抵抗値100Ω以下）②蒸気放方式（湿度75%以上）③電界除電方式		9(1)⑩
☐	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造（災害防止の附帯設備の設置可）	9(1)⑬
☐		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置	9(1)⑭
☐		★加熱・乾燥	直火 禁止（防火上安全な場所 又は 火災防止の附帯設備の設置可）	9(1)⑮
☐		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置	9(1)⑯ 則19
☐	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照（屋外、屋内にあるタンクで、その容量が指定数量の1/5未満のものを除く）		9(1)⑳
☐	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない	㉔
☐		地上設置	地盤面上（接地 禁止）、外面 要さび止め塗装	則13の4
☐		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造	則13の5
☐		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）	"
☐		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置	
☐			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する	則13の5
☐		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食（電気防食）措置	則13の4
☐		強化プラスチック製配管	日本工業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの	
☐			呼び径100A以下	
☐			取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）	
☐	加熱設備	火災予防上安全な構造とする		
☐	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける		9(1)㉔
☐	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの（高引火点除く） ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く）	20 則33
☐		消火困難	上記以外	則34
☐		電気設備		則36
☐	★警報設備	自動火災報知設備	・延べ面積500㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの（高引火点除く）	21 則38
☐		その他	どれか一つ必要 ・拡声装置 ・警鐘	

【耐火性能に関する技術的基準】

第107条 法第2条第七号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分		建築物の階		
		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階
壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	1時間	2時間	2時間
	外壁(耐力壁に限る。)	1時間	2時間	2時間
柱		1時間	2時間	3時間
床		1時間	2時間	2時間
はり		1時間	2時間	3時間
屋根		30分間		
階段		30分間		

1 この表において、第2条第1項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。

2 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。

3 この表における階数の算定については、第2条第1項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

- 二 壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が1時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間)加えられた場合に、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度(以下「可燃物燃焼温度」という。)以上に上昇しないものであること。
可燃物燃焼温度 ⇒ 告平12年 1432号「可燃物燃焼温度を定める件」
- 三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間)加えられた場合に、屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

耐火構造の構造方法を定める件

平成12年5月30日 建設省告示第1399号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を次のように定める。

第1 壁の構造方法は、次に定めるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあっては、通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次のイからチまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造(鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが3cm未満のものを除く。)で厚さが10cm以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが4cm以上の鉄網モルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが5cm以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5cm以上のもの

ホ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが3.5cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

ヘ 木片セメント板の両面に厚さ1cm以上モルタルを塗ったものでその厚さの合計が8cm以上のもの

ト 高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが7.5cm以上のもの

チ 中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にパーライト又は気泡コンクリートを充填したもので、厚さが12cm以上であり、かつ、肉厚が5cm以上のもの

二 令第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあっては、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、前号に定める構造とするか、又は次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが7cm以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが3cm以上の鉄網モルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが4cm以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が5cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが4cm以上のもの

ホ コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で肉厚及び仕上材料の厚さの合計が7cm以上のもの

三 令第107条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、前号に定める構造とすることとする。

四 令第107条に掲げる技術的基準(第一号にあっては、通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、第一号に定める構造とすることとする。

五 令第107条に掲げる技術的基準(第一号にあっては、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 前号に定める構造とすること。

ロ 第二号に定める構造とすること。

六 令第107条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあっては、前号に定める構造とするか、又は次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 不燃性岩綿保温板、鉱滓綿保温板又は木片セメント板の両面に石綿スレート又は石綿パーライト板を張ったもので、その厚さの合計が4cm以上のもの

ロ 気泡コンクリート、石綿パーライト板又はケイ藻土若しくは石綿を主材料とした断熱材の両面に石綿スレート、石綿パーライト板又は石綿ケイ酸カルシウム板を張ったもので、その厚さの合計が3.5cm以上のもの

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面に厚さが1.2cm以上の石綿パーライト板を張ったもの

七 令第107条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあっては、前号に定める構造とすることとする。